

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会  
第7回家きん疾病小委員会 議事録

1. 日 時：平成16年6月9日（水）13：30～
2. 場 所：農林水産省消費・安全局第4・5会議室

3. 出席者：

（臨時委員）

喜田小委員長、寺門委員、深澤委員、藤田委員

（専門委員）

及川委員、大槻委員、山口委員

（事務局）

齋藤参事官、栗本衛生管理課長、釘田国際衛生対策室長、境薬事・  
飼料安全室長 ほか

4. 議 題

- （1）高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（案）について
- （2）ワクチンの使用方針について
- （3）その他

5. 議 事

○栗本衛生管理課長

それでは、先生方お忙しいところどうもありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第7回になります家きん疾病小委員会を開催させていただきます。はじめに消費・安全局の齋藤参事官より御挨拶させていただきます。

○齋藤参事官

参事官の齋藤でございます。本日は、委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ第7回の家きん疾病小委員会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。皆様御承知のとおり、先般、5月26日の参議院本会議で家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案が全会一致で可決・成立いたしましたところでございます。これに伴い関係政省令も改正され、6月2日に公布・施行されたところでございます。また、同日、5月26日、農林水産省において第5回高病原性鳥インフルエンザ対策本部が開催され、感染経路の早期究明、よりの確かつ効率的な防疫措置の確立、消費者、生産者、関係業者等へのわかりやすい情報提供につきまして一層の強化を図るよう決定されたところでございます。また、本病については、これまでも万が一発生した場合に派遣可能な専門家であるとか、職員のリストアップ等体制の強化を図ってきたところでありますが、周囲を見ますとアジア諸国等では引き続き発生がみられているところであります。このような状況でございますので、今回の法改正によります体制の強化とあわせて関係の皆様方、関係都道府県、関係省庁、関係の団体その他皆様方と十分に引き続き連携と協力を進めまして、発生、まん延防止対策に取り組んでいきたいと考えています。本日は、限られた時間ではございますけれども、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針のこと、また、ワクチンの使用方針その他につきまして忌憚のない御意見、御助言を頂ければと思っております。なにぶん限られた時間ではございますが、十分に御審議を賜ればと思っております。開会にあたりまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議題：高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（案）について

○栗本衛生管理課長

それでは、議事進行、喜田委員長お願いいたします。

○喜田小委員長

本日の議題でございますが、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針、ワクチンの使用方針について主に議論したいと考えております。その他につきまして、感染経路究明の状況につきまして御報告をいただくこととしております。まず、委員の出欠状況につきまして、その後、資料の確認をお願いします。

○栗本衛生管理課長

本日、8名の先生方のうち、岡部委員からは、御欠席という御連絡をいただいておりますが、その他の7名の先生方につきましては、御出席をいただいております。配付資料につきましては、お配りしております資料の1から6まで6種類配付させていただいております。御確認いただけますでしょうか。

○喜田小委員長

ただいま、事務局から配付資料の確認がございましたが、本日の委員会は、15時30分を終了の目途としておりますので御了承下さい。まず(1)の「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針(案)について」に関連しまして、これまでの高病原性鳥インフルエンザに対する対応と今後の対応の方向について事務局から説明をお願いします。

○小倉課長補佐

それでは、総務班担当の小倉でございます。よろしく申し上げます。私の方から資料3、お手元の資料の3ページからですが、高病原性鳥インフルエンザの対応ということで、まず、国内関係の御説明をさせていただきます。その後、国際衛生対策室長の方から輸入検疫対応の関係について御説明したいと思います。まず、資料の3ページということで、すでにもう御存知ということでございます。昨年9月にマニュアルを作っていただきまして、暮れには韓国で発生と、注意をしておったんですけども、年が明けてから山口、大分、京都で発生ということになります。特に御説明をしたいのが、4ページ2の政府の取組というのがございます。並行してこの委員会等やっておりましたのでもう御承知かと思っておりますけども、3月2日にいろんな病気になる中で初めての枠組みでございますけども、鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議というのが設置されます。ここには、内閣府、食品安全委員会、警察庁、防衛庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省ということですね、だいたい関係するところ、この会議にすべて入って政府一体となって取り組むということで設置されました。3月16日、この対策会議がベースとなりまして、高病原性鳥インフルエンザ緊急総合対策、今日は参考資料としてお付けしておりませんが、とりまとめられました。まん延防止対策の徹底ですとか、この中に感染経路の究明も入りますが、国民消費者の不安の払拭でありますとか、人への感染防止のはなし、京都の例では通報がなかったということですが、早期通報のための法整備、あと関連事業者への経営対策、自治体への対応など総合的な対策が整理された。これに沿って政府をあげて取組を進めているということでございます。

この対策の方針を受けまして、3月29日には寺門委員を座長とします感染経路の究明チームが設置されました。いま御議論、調査、検討進めていただいているところでございます。先程、参事官の挨拶にもございましたけれども、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案が5月26日に可決・成立、公布・施行しているところでございます。私の方からは、その8ページにございます、法律の改正の概要について簡単に御説明させていただきます。改正の主旨ですが、1つは届出がなかった、先程申し上げた点が一つでございます。環境整

備の意味も含めまして、畜産農家に対する助成措置を制度化していこうということです。大きく3つに分けられておまして、まず一つ目は疾病発生時の届出義務違反に関するペナルティの強化ということで、いわゆる義務の履行がなかった場合は発生農家には殺処分の手当金を支払わないという規定。また、所有者の罰則を獣医師並の罰則に引き上げるというようなこと。それと環境対策という意味もありますが、移動制限に協力した農家に対する助成の制度化。従来は予算措置で対応していたわけですが、法律に位置づけるということでございます。次のページに細かな規定、家きん、卵を仕組みの対象にするということが書いてございますが、そういったことを法律の中に盛り込んだわけでございます。

それと(3)としまして、都道府県の防疫事務の費用に対する国の負担ということで、発生時のまん延防止に係る部分についてですね、従来から国庫負担の対象とはしておりませんでした。防疫服等の衛生資材の購入費であるとか、消毒機材等の賃借料あたりも国庫負担の対象とするのが一つ。それとかなり大規模な発生があったわけですが、その際、どうしても都道府県が実施することになります。それについて国の負担を明記するという改正がされております。それが家畜伝染病予防法の概要ということになります。11ページに今後の方向ということで御説明をしたいと思っております。先程、参事官の挨拶にもございましたけれども、この法律が成立しました5月26日に省内の高病原性鳥インフルエンザ対策本部を開催いたしました。この対策の強化ということで、ここにあるような事項を決定したということでございます。1つは感染経路の早期究明ということで、また、今日、議事の中で最後にご報告させていただきますが、6月中には一定の結論を得るということで作業を進めていただいているところでございます。この検討結果を踏まえまして発生防止対策の評価・検討ということになります。また、その結果については、7月中旬に小委員会を先生方の御都合をお聞きして開催したいと考えております。その際の議論に反映をさせていきたいと考えております。それと2番でよりの確かつ効率的な防疫措置の確立ということで、諸外国における防疫措置の調査・我が国への適用の可否の検討ということで、大規模発生時にきちんと対応ができるように、いろんな面で、人的な面でも対応を整えていこうと、具体的にはカナダへの調査、先月末から1週間ほどもうすでに行かせていただきました。また、オランダ、ベルギーの方へ調査に行かせていただいて、特に大規模発生時の殺処分、また、焼埋却等の処置を中心に調査をしてくと。また整理をしてこちらの方へ報告したいと思っております。それと今日御議論になりますが、ワクチンの具体的な使用方針の明確化。そういうことを踏まえた防疫マニュアルの改訂、一言でいうと今回の指針のことでございますが、改訂、見直しということで、次回7月中旬に開催できればと思っておりますが、そちらの方で最終的なとりまとめをいただければと思っております。④ということで防疫に関する演習、研修会の実施ということで、指針が整理できた段階で、順次8月以降、中央段階、ブロック、地方段階でそれに基づく演習なり研修なりを進めていきたいというふうに思っております。それと⑤としまして、専門家の迅速な派遣と人的支援体制の整備ということですが。これにつきましては、既に農水省、特に動物検疫所、動物医薬品検査所、あと家畜改良センター含めまして27名ほど獣医畜産関係の技術者のリストアップを終わらせてございます。あと農政局、農政事務所、主要都市でございます。これあわせまして、238名、あと都道府県段階で241名リストアップして、いざという時は、派遣可能という形を整えさせていただいておりますが、実際に派遣予定職員に対する研修、中身の充実も図って、支援体制の整備をきちんとやっていく必要があるということでございます。それと消費者、生産者、関係者等へのわかりやすい情報提供ということで、さんざんこれまで色々な方法で情報提供に努めてきたわけですが、残念ながら消費の面で影響が出たということでございます。正確でわかりやすい資料の作成をしているいろんなルートを通じて情報提供していくことを一から努めていきたいと思っております。私の方からは以上です。

#### ○釘田国際衛生対策室長

5ページをご覧ください。3枚ほどになりますが、鳥インフルエンザに係る動物検疫措置と

ということになっております。何度も御報告しておりますので、中身は説明いたしません、現在15カ国で輸入停止措置を講じておりますが、このうち米国につきましては、後ろの方に経緯がついてはいますが、最初、低病原性のものが出たということで米国全土の輸入停止は継続しておりましたが、米国からは、状況の報告が来ておまして、昨日付けで、高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置が終了した後、90日が経過しております。この高病原性の発生に関しては、その後、再発の可能性が全くないということで、両国間の家畜衛生条件に基づきまして本日付けで、米国全土の輸入停止措置を解除する方向で、今日中にも発表できる予定となっております。ただ東部のいくつかの州で弱毒性のものが発生し、完全にクリアになったという情報が来ておりませんので、東部のいくつかの州、テキサスでも弱毒が発生しておりますので、州毎の輸入停止措置が続くということになります。また、米国以外にも今年になって発生があった国では、いくつかの国ではまもなく3か月、90日を経過するという国が出てきますのでそれらにつきましては、それらの国で防疫措置がとられて、なおかつその後の再発の恐れがないということを確認した上で、取り決めに従って解除していく国が今後いくつかあるということが予想されています。資料については、以上なんですが、先々週、パリのOIE総会のことを2点だけ御報告いたします。1点目は北海道大学の喜田先生の研究室がリファレンスラボとして正式に指定されたということをお報告したいと思います。もう1つは鳥インフルエンザに関するコードがOIEの中で議論がなされておまして、今回のOIE総会でも議事に賦されたのですが、その内容についてまだいくつか問題があるということで、結論を申し上げますと採択されずに、提案された新しいコードというものが、全体をカッコ書きに入れたまま引き続き検討という扱いになっています。その中で、特に加盟国が問題視したことが3点ございまして、1つは、コンパートメントという考え方でございまして、これは従来のゾーニングという考え方とは別に施設ごとに認定していく新しい概念なんですけれども、中身が十分詰まっていないということ。それからサーベイランスの考え方についてももう少し慎重に検討すべきではないかということ。3つめはワクチネーションの考え方でございまして、ワクチネーションを認めるにしてもリスク軽減措置とかをもう少し検討すべきではないかという意見が多々出まして、いずれにしても全体として継続検討とということになっています。方向性としては、今、提案されている新しいコード、大枠は、こういうことで検討していこうということですので、おそらく来年にはいくつかの見直しが見込まれた上でもう一回採択されると予想されておまして、私どもとしても、そういう大きな方向を見つつ、日本がとっている輸入検疫措置についても見直す必要があるかどうかも含めて検討していきたいと考えています。

#### ○喜田小委員長

ただ今、事務局から説明のありました高病原性鳥インフルエンザに対する対応について、何かご質問・ご意見がありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本題の高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針案についての検討にうつりたいと思います。先程ご説明のありましたとおり、指針案については、次回、7月中旬の委員会までに取りまとめたいということでございますが、指針案について事務局から説明をお願いします。なお、ワクチンの使用方針につきましては、次の議題でご議論いただきます。よろしくをお願いします。

#### ○伏見課長補佐

国内防疫班長の伏見でございます。高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針案につきまして、12ページの資料4に沿いまして説明させていただきます。まず、資料4-1の作成についてですが、第1回の小委員会が昨年12月18日に行われまして、第6回、これは4月7日ですが、その中で防疫方針推進の方向性を示すものとして高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針、その具体的、技術的運用を示すものとして高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルを位置づけるということで検討していた

だいていたところではありますが、(2)に書いてございますが、第5回、第6回において防疫マニュアルの見直しを検討していただいたところです。今日、資料4-2をご覧になって気付かれたかと思いますが、従来、2つ、特定家畜伝染病の防疫指針と防疫マニュアルということで検討いただいてきたところでございますが、実際の発生が、不幸にして、1月にございまして、具体的には、技術的な運用を示すマニュアルに沿って対応をしたというのが現実的でございます。それで、防疫対応に関するものを2つ作るというよりも、当初の予定とは違いますが、防疫指針と防疫マニュアルを一本化したしまして、より具体的な、また技術的な内容を盛り込んだ防疫指針を作成したいということでございます。これは他に口蹄疫とBSEについても防疫指針を作っていますが、この指針についても1本化することになっておりますので、この指針についてもそういう方向で検討していただきたいと考えております。ただし、すべて具体的な内容を盛り込むには、現在の防疫対応マニュアルにおいても、非常に具体的、技術的な、例えば病性鑑定の手法だとか、報告様式ですね、これらについては、補足的に衛生管理課長通知として別途通知するというようにしていきたいと思っております。資料4-2、13ページですが、まず、下の段のかこのところを見ていただきますが、明朝体で書かれた部分については、第1回及び第6回の本委員会で検討していただいたものについて書いてあります。②に書いておりますが明朝体に下線部を付したものについては、従来の防疫マニュアルそのままでございます。それで③のゴシックの部分につきましては、今作成中の口蹄疫、BSEに関する防疫指針に沿って形式上、書式上あわせるということで加筆修正した部分でございます。また、なお書きで書いてありますが、ゴシック体にさらに波線の部分を引いたものは、新しい事項で追加したもの、または大幅に修正したものについて書かれておりますので、これから説明させていただきます。これまでに2回、既に検討していただいて、議論がひよっとしたら反映されていないのではないかとのご心配もあるかと思いますが、当然、ご検討いただいたものは、防疫指針の案の中に反映したつもりでございます。また、第5回、第6回の家きん疾病小委員会を開いていただいて、その防疫マニュアルを改正する事項についても反映させておりますので、より実効性の高い、現実的な防疫指針を作成することにつきましてご理解をいただきたいと考えております。まず、目次について、第1として基本方針、これは他のマニュアルと同じようにこういう形で、第2が防疫措置、第3が防疫対応の強化について、こういう大きな項目で構成されておりますので、その中で細かい点が記述されているということです。それで一番下をごらんになりますとモニタリングが一番下にきているのではないかとということにお気づきになると思われませんが、これについては、防疫対応の強化に入れるということで整理したものでありますので、モニタリングの方は一番下になっておりますが、構成上こういう整理となったということで、重要度だとか、並びが下だから重要性が変わるわけではございません。全体を眺めていただいて、ご検討いただければと思っております。

それで、今度は具体的な話となりますが、現行のマニュアルとの変更点、あるいは新しく追加した部分とはということで、かいつまんでお話しいたしますが、23ページを見ていただきたいのですが、第2の3の(5)のアにゴシック体になっていて波線が入った部分でございますが、ここについては、第6回、4月7日の小委員会で決めていただいた発生農場由来の畜産物の取扱いについては、発生農場由来の家きん肉及び家きんの卵の取扱いについては、一般に食鳥処理場あるいはGPセンター等で食用に処理されたものは、ウイルスに汚染されている可能性やこれを通じて家きんがウイルスに暴露される可能性が極めて低いことから家畜衛生の観点から原則として回収する必要はないこととされましたので、それを受けて、下の方に書いてありますけども、ただし書きの中の、すでに食用に処理されたものについては、原則として汚染物品にあたらぬものとしているということで、従来、各都道府県畜産主務課は各都道府県の公衆衛生部局、衛生管理課と協議し、その取扱いを決定するという、さらに協議しなければならないという項目を第6回の委員会で整理していただきましたので、明確に書いてあるということでございます。

続きまして、24ページについて、4のところに疫学関連農場等における防疫措置、ただ

し書きで、ゴシック体、波線が書いております。ここは、移動の自粛という言葉が現行のマニュアルでは使われておりましたが、自粛というのは、かなり曖昧、法に基づく措置ではないために、書きぶりとしては、法32条に移動制限という法律的な表現がございます。移動自粛を移動制限と書き直しまして、自粛という法的には規制できない表現を移動制限という形で明確にしたということでございます。24ページの下の方、2の4の(1)のアとイの部分について、患畜との同居歴による疑似患畜についてということで提示をさせていただいております。これについて特にアの部分でございまして、従来は必要に応じて病性鑑定等を実施すると、当該疑似患畜の病性鑑定を実施するということになってはいますが、病性鑑定の時期を必要に応じてではなくて、直ちにやるということを示しています。イの方は同じように移動自粛ではなくて移動の制限という表現に変えております。24ページの一番下の(2)おそれ畜については、特に、法に基づく特段の措置は必要ないため、このような書きぶりになってはいますが、具体的に言いますと、当該おそれ畜の経過観察を行うとともに必要に応じて病性鑑定等を行うという、こちらは必要に応じて病性鑑定等を行うという記述になっております。

最後のポイントとして新しく追加した事項として、27ページ、第6回の家きん疾病小委員会でも議題に載せたものですが、6の(3)に発生農場の経営再開のための検査ということでこれを明確に書かせていただいております。ここに書いてあるとおり反復消毒終了後、当該農場の環境中のウイルス分離検査を行うとともに、清浄性確認のための家きんを導入し、これはモニター家きんですけれど、立入検査によるモニター家きんの臨床検査、血清抗体検査、ウイルス分離検査を行い、清浄性を確認した上で経営を再開するというところでございます。これは、後ほど、どのようにやるかという具体的なやり方は後ろについておりますけれども、経営再開のための検査について新しく入れさせていただいております。

資料の4-3には、冒頭申しましたけれども、現行マニュアルに規定されている事項で、防疫指針案に示されていない事項があるがこの案で取り扱うということで、課長通知で細かい点、例えばインフルエンザの診断に際しての留意事項などは課長通知で示すことにしております。35ページになりますと、移動制限区域及び搬出制限区域における検査についても課長通知で整理させていただいております。これはすでにご議論いただいておりますので、整理をしたということで了解願いたいと思います。また、37ページには、監視体制の維持ということでモニタリングの話してございまして、これもすでにご議論いただいております。例えば農家の抽出戸数は、家畜保健衛生所1か所ごとに1農場ということで整理するということを書き添えて書いてあります。39ページには、疫学調査の実施ということで、発生した後、疫学調査をどういうふうに行うかということでそれについて既にご議論いただいた項目について整理したものを載せてあります。このように課長通知で整理されるものということで整理してありますが、資料4-4は現行のマニュアルですのでご覧いただきたいと思っております。この資料、今日、突然ご覧になったということで大変恐縮ですが、先程、冒頭の説明でもありましたが、7月中旬に第8回の家きん疾病小委員会を開く予定でありますので、もちろん、今日、防疫指針案についてご意見があれば伺いたしますが、それに、今日ではよく見ないと分からない、じっくり見ていただければ、勝手ながら来週の18日金曜日を目途に衛生管理課あて防疫指針に対するご意見等をいただければと思っております。少し長くなりましたが、私の方からは以上でございます。

#### ○喜田小委員長

ありがとうございました。宿題が出ましたが、ただいま、事務局からご説明のありました高病原性鳥インフルエンザに対する対応についてご質問、ご意見があればお願いします。今すぐというのが無理であれば、宿題で、全員1週間以内にお願ひすることです。

#### ○伏見課長補佐

波線の部分が新しく追加、あるいは大幅修正した部分ですので、他の部分についてはご了承

解をいただいていると思いますので、波線の部分を中心にご覧いただき、全体の構成を見て、何か意見があればいただきたいと思います。

○寺門委員

1点いいですか。波線の部分で、前回のときも質問したと思いますけれども、27ページ、発生農場の経営再開のためのおとり鶏の検査についてですが、今度、正式に防疫指針としてのせるということになったわけですね。前は、行政指導なのかどうなのかという問題があったんですけど、今回こういう形できちっと載せるということですね。ただ、載せた結果、例えばこういう中で陽性が出た時どうするのか。そういう時、考えはあるのですか。

○伏見課長補佐

陽性がでた場合には。

○寺門委員

その農場内だけでもって、おさえるのか、それともまた移動制限を被せるような話になるのか。どうなんですか。

○伏見課長補佐

陽性になった場合には、また発生という整理になる。

○喜田小委員長

今の陽性というのは何が陽性か。

○寺門委員

だからそこでおとり鶏を入れていたらそれが陽性に出ちゃったと。

○喜田小委員長

出ちゃったというのは。ちょっとすみません。私はこれまで診断にはウイルス分離が基本だと、抗体検査だけで診断するのはだめだと。抗体だけが陽性でウイルスがでない場合はどうしようと聞いたことがあります。

○伏見課長補佐

基本的にウイルスがとれた時が、発生とみなして対応すると。

○喜田小委員長

抗体だけが出てる場合はウイルスはもういないのが普通ですよ。発生と認めるのはウイルスが取れた時ですね。

○山口委員

そこは、検討の余地があるような気がしました。その農場でウイルスが残っているかどうかをモニターで検査したら、残っていたという結果がでたんですね。

○喜田小委員長

要するに、ウイルスの存在が確認されたと。そのウイルスがH5かH7だったら。

○深澤委員

通常、発生して、殺処分なりして、さらに必要な消毒剤なりを反復処理をした。その鶏舎、その環境内におとり鶏なんなりを入れて、清浄化して、再度経営再建していいかという

確認の途中プロセスで、やっぱりウイルス残っちゃっていたわという話が、新たな発生という整理なのか。継続、つまり、対策の継続っていう形で捉えたら、再度やり直したと捉えたらいいのかどうかという議論が必要かと思います。たぶん、その話を寺門先生は交通整理しなかったのだと思います。

○寺門委員

交通整理しておけるならしておかないと。細かい話だけど具体的に起こりうる話でもあるし。新たな発生として移動制限の対象になるのかなと。

○伏見課長補佐

逆にご質問なんですけれども、一定期間空けて導入して、検査するわけですから、ウイルスが残っている可能性はあるのですか。

○寺門委員

いや、あり得ないとは思うけど。

○小倉課長補佐

逆に言えば外から来たのかという話になる。

○喜田小委員長

それはわからないんだけど、常識的に考えると1週間ぐらいで体から消えるので、群の中で受け継がれない限りは、そこにいるはずがない。空けといて、見えたら、継続か発生かはわからないけれど、継続と決めてかかることもできない。ウイルスが取れたときには、どれだけ空けたときのことの話か。

○伏見課長補佐

3ヶ月か。

○喜田小委員長

3ヶ月。継続じゃなくなるか。

○寺門委員

いや、今日の指針（案）にまったく新しいものがでてきたわけですが、ここらへんのところは、まだ検討はしていないということですね。

○藤田委員

この時点では、法的には何になっているんですか。

○伏見課長補佐

法的って何ですか。

○藤田委員

制限とか。

○伏見課長補佐

いや、何もかかっていないです。

○藤田委員

解除されている。

○伏見課長補佐

ええ。移動制限は解除になっています。

○小倉課長補佐

ご質問の趣旨は、法律上はもちろん発生なんですけれども、そういうことではなくて、また順次防疫措置を取るのかということですね。移動制限を同じようにとるとか。1つの選択としたらそうではなくて。

○寺門委員

ちゃんとした防疫措置をとりながらおとり鶏でテストしているわけなので、例え陽性が出ても新たな制限地域を設ける必要はないと考えるのか否かということ。

○小倉課長補佐

なかなかあることではないが、たまたまウイルスがちょろっと残っていたと。まだ不十分であったんだと。ああこんなこともあるんだと思って、その場を消毒して、また同じように清浄性確認を続けていくということでもいいのかという選択ですね。

○伏見課長補佐

整理します。

○喜田小委員長

今までは抗体検査だけで済ましていたこともあったけれど、とにかくウイルス分離を入れようよと言って、入ってきたが、及びウイルス分離というウイルス分離の重みが。要するにそれを最優先にするような書き方をしていただきませんか。

○伏見課長補佐

はい。

○喜田小委員長

症状がないからいないだろうとか、抗体がないからいいだろうとかいうのは、ちょっと危ないですね。後は、来週までに思いついた意見を出して。今、宿題をやるまでもなく、ご意見があったら。よろしいですか。じゃ、宿題ということで。ありがとうございます。では、本日説明していただいた高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針案につきましては、今ご指摘のあった点と、18日までの宿題の結果と合わせまして、事務局で整理していただいて、7月中旬開催予定の本小委で再び議論したいということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

次に2番目のワクチンの使用方針について。まず事務局から説明をお願いします。

○境薬事・飼料安全室長

薬事・飼料安全室長の境でございます。私のほうから59ページからの資料をご参考にしていただきながらご説明させていただきたいと思っております。まず私のほうから背景といいますか経緯をご説明させていただきます。まず62ページをお開きいただきたいと思っております。委員の先生方は既にご承知かと思っておりますが、簡単に経緯をふれさせていただきます。62ページは食品安全委員会から3月25日に食品健康影響評価、ワクチンについての評価をお願いしたわけですが、その際に出されました意見を掲載させていただいております。一番下の・のところでワクチンの接種は感染そのものを防ぐことはできない。ワクチンによって鳥インフルエンザ

に抵抗力を獲得した鶏は臨床症状を示さず、ウイルスを保有する可能性がある。よって早期摘発が困難になる。従いまして、本病の防疫措置は早期の摘発及び淘汰を行うことが基本。ワクチンの使用は早期摘発及び淘汰による根絶が困難になったときに限定するというコメントをいただいております。次の63ページからは本年2月に開催されましたFAO/OIE/WHOの専門家諮問会議の提言を翻訳させていただきます。64ページをご覧くださいと思います。線を引いておりますが、2のところで高病原性鳥インフルエンザの集団発生において家禽類の殺処分による一掃は望ましい制御方法であり、スタンピング・アウトを推奨しているのをごさいます。3のところで何らかの理由で大量殺処分が望まれない、もしくはその遂行が不可能であると判断された場合、ワクチン接種が適切な選択肢である。4でワクチンを打つ場合には抗原性の変化も迅速に判断できるようなサーベイランスとともに行わなければならない。5でワクチン接種は疾病根絶を補助する手段だと、あるいは疾患を制御し環境におけるウイルス量を減少させる手段として利用することができる。次の65ページですが、ワクチン接種は国家当局によって決められた成果目標に基づき、対象集団及び対象地域の慎重選択を行い、戦略的な方法により実施されるべき。7でございますけれども、ワクチン接種を受けた動物と感染動物の区別、DIVAというしておりますが、適切な診断検査によるか、あるいは指標鳥を用いるか、その双方で行う手法が推奨されているというような勧告がなされております。それから68ページをご覧ください。これは4月4日から4月9日まで私どもの職員がイタリアに調査に行った概要でございます。イタリアでは経緯に書いてありますように、1999年から2000年の約1年間で612例の本病発生がありまして、1600万羽が死亡または殺処分をしております、約650億円の被害があった。そういった経緯を受けまして、EU委員会の許可を得てワクチン接種を開始したということになっております。ワクチンの接種期間は2回に分かれておりまして、1回目が2000年の11月から2002年の5月までの18ヶ月間でございます、2000年8月にH7N1の発生があったということでDIVAシステムを用いるためにH7N3というNタイプの違うワクチンを使っているわけでございます。1156平方キロメートルの範囲にワクチンを打ったということで、約1500万羽に接種をしております。(2)でございますが、ワクチン接種を中断したわけでございますけれども、(2)の2行目2002年12月低病原性H7N3と書いてありますが、これは10月の間違いでございます。10月にH7N3が発生しております、従いまして12月から再度ワクチン接種を開始したということで、予定では本年12月までの24ヶ月間が対象になっております。本年1月までの間に8400万羽にワクチンを接種しております。それから具体的な使用方法と致しましては、高密度の飼養地帯に打っております。七面鳥と採卵鶏、去勢した家禽に打っております、ブロイラーは飼養期間が短いものですから、ワクチン接種はしないということでございます。モニター鳥を鶏群においておりまして、少なくとも30日毎に検査をする。ワクチンを接種した鳥に付きましてはDIVAシステムによる抗体検査を行って、野外感染の有無を確認しております。ワクチン接種群であっても発生が確認されれば全羽殺処分。ワクチン接種費は農家負担ということになっております。一方で発生農家等に対する補償ですが、基本的には全額補償という精神でございます、高病原性の場合はEUが50%、イタリア政府が50%を出すと。低病原性の場合はイタリア政府が100%補償するという形になっております。ワクチン接種に対する見解ということで、若干考え方がイタリア国内で異なっておりますようでございます。まずイタリア保健省の意見では国内に鳥インフルエンザウイルス、これは抗体を含めてですが、それが存在することが問題だと考えておりまして、先ほど申し上げました本年12月をもってワクチン接種は止めたいという意向でございます。また、発生が少ない場合には摘発淘汰で対応するということでございます。一方で動物衛生研究所の研究者のご意見と致しましては、①にございますように、DIVAシステムを用いたワクチン接種はインフルエンザの有力な撲滅手段である。②で日本の場合には東南アジアで大量に発生しております、高密度飼育地帯においてはワクチンを接種したほうがよい、少なくとも備蓄はしておくべきであるというコメントがなされたということでございます。以上の状況でございますけれども、現在、生産者団体のほうは予防的にでもいまずぐに使いたいと思っております、私どもとまだ若干意見が違っているわけでございます。私どもと致しましては、

現在実用化されておりますワクチンはまだ有効性が不十分であり、感染を抑えることができない、またウイルス排出性が残るといふことで、現在のような日本の発生では使うべきではないと考えております。また我が国に発生がない時点で予防的に使っても、必ずしもワクチンと同じタイプのものが発生する、あるいは本病そのものが発生するとは限らず、たとえH亜型が同じでもウイルスが異なれば期待された有効性が発揮されないということになるわけでございます。現時点ではワクチンは予防的には使用しないという考えでおるわけでございます。しかしながら万が一発生したときに、現在備蓄しております320万ドーズのワクチンでは足りないというわけでございますので、現在急ぎ海外で認められておりますワクチンを薬事法上承認すべく作業をしておるわけで、できれば年内にはそちらの承認を行いたいというように考えておりますし、また国内開発のワクチンも18年度を目処に開発を行うという作業を行っておることもご紹介させていただきます。使用方法につきましては国内防疫班長のほうからご説明をさせていただきます。

#### ○伏見課長補佐

それでは私のほうからワクチンの使用についてということで、現段階でのものを説明させていただきます。59ページをご覧ください。ワクチンの使用について基本的な考え方が一番上にありますが、防疫指針の中でも基本方針に書かれておるものでございまして、1として国際的な本病清浄国の防疫措置原則に則り、移動制限の実施、摘発淘汰により本病の撲滅をはかる。これは発生した場合においてはということでございますけれども、要するに摘発淘汰ということが防疫の基本であるということでございます。また、新たな発生があった場合には移動制限区域の内外を問わず、その発生場所を中心として移動制限区域を設定し、淘汰等の防疫措置を行う。防疫マニュアルによりますと、原則10kmということでございますから、10kmを基本に考えるということでございます。基本的な考え方の2番目として、同一の移動制限区域内の複数の農場で本病が連続発生し、発生農場の飼養鶏の迅速な淘汰が困難となり、または困難になると判断される場合にはワクチンの使用を検討する。要するに、摘発淘汰では防ぎきれないということになった場合には、ワクチンの使用を検討するということを経験的な考え方としております。ではワクチンの使用の判断はどうなんだということ、複数の農場で本病が連続発生し、発生農場の飼養鶏の迅速な淘汰が困難な場合には、専門家の意見を聞いた上で移動制限区域内の農場にワクチンを接種することを検討する。専門家の意見というのは、家禽疾病小委員会の委員の方々の意見ということになっておりまして、その上で使用するかどうかを検討する。資料に書いてあります制限区域外についてはどうするかということでございますが、同じように複数の農場で連続して摘発淘汰では困難な場合という条件がついておりまして、1として移動制限区域の隣接地域の発生リスクが非常に高い状況であり、かつ2として仮に発生した場合には摘発及び淘汰が困難な場合には、専門家の意見を聞いた上で移動制限区域の隣接地域においてのみワクチン使用を許可すると。最後の3にはワクチンを使用した場合にはモニタリングを行う。これがたたき台ということでございます。60ページをご覧くださいなのですが、まず基本方針は摘発淘汰によるもの。仮にワクチンを使うことにした場合にも国及び都道府県の家畜衛生当局の指導管理のもとで使う。2番目として接種対象をどうするか。当然採卵鶏ということになるのですが、肉用鶏についても休薬期間等ございますので、当然接種後の出荷制限期間経過後の出荷に限ることになります。あとは種鶏に限る。ワクチンの接種期間については、本病の発生状況及びモニタリング状況等を勘案して、都道府県が衛生管理課と協議の上一定の期間内に限定する。接種するワクチンは、原則ですがワクチン接種家禽等と野外ウイルス家禽との区別が可能なワクチン、具体的にはN亜型が異なるもの、血清型は同じでN亜型が異なるもので国が適当と認めたものを使用する。5番目にワクチン接種方法が書いてありますが、飼養羽数の10%以上かつ1鶏舎の100羽以上と設定しております。6番目に接種後のモニタリングについては、すべての接種鶏が処分又は出荷されるまでモニタリングを続ける。ウイルス感染が確認された場合には当然、農場の飼養家禽等はすべて殺処分。7番目に接種家禽等及び鶏卵等の出荷については接種農場にお

いてすべての接種家禽等が処分又は出荷され、清浄性が確認されるまで出荷等については一定の制限を継続させる。1番目として、接種された家禽等については異常がないことは当然そうですが、条件のもとに接種地域内でのみ移動可能。2番目に食用卵、加工処理された卵については一定の条件を確認した上で接種地域内及び外へ移動可能であるということで規制しております。使用についての文献メモというのを60ページに整理致しましたので、ご意見等いただきたいと思っております。以上です。

#### ○藤田委員

鳥インフルエンザワクチンの使用も含めて、今年に入ってから3回の国際会議が開かれました。それに出席したりその準備に当たっていたものですから論議される際のご参考にしてもらおうと報告してはどうかと思うんですが。1回目はアジアで大発生があって1月に急遽タイで閣僚会議が開かれまして、それが1月の末でした。そこには家畜衛生、人獣共通感染症の国際専門機関でありますOIE、畜産分野では生産・衛生等に関与しています食料と農業の専門機関でありますFAO、人の健康と衛生の専門機関でありますWHOも呼ばれまして、出席。それから、ただいま薬事室長からのご報告にあったように、ローマでFAO/OIE/WHOの鳥インフルエンザ技術専門家会議が2月の始めに開かれました。それを受けてすぐにタイでFAOとOIEの鳥インフルエンザ緊急防疫会議が2月の下旬に開かれました。最初の閣僚会議のときには共同宣言が出されたりしたんですが、発生さなかで混乱している中で開催されまして、人の健康の話であるとか診断、淘汰の重要性、あるいは透明性のある情報の提供が必要だといったことだったのですが、そのときにOIEの事務局長からメッセージを預かっていきまして報告したときの論点は、最初に感染したどこに家畜がいるかを特定する必要がある。それからサーベイランスに関する国のネットワークを構築することが必要であるというようなことと合わせまして、また病畜は殺処分するようなことと合わせましてメッセージの中にこういうことが鳥インフルエンザの撲滅に効果的であるのだけれども、発生の範囲が非常に広がり殺処分だけでは効率的な防疫ができないときには未発生地域の保護のために予防接種ができるかもしれないと。ただ予防接種を大規模にやるには多大な時間と労力と資金を要するというようなことがメッセージの中にありました。2番目に行われたローマでの会議は先ほどお話がありましたので省略するとして、3番目の2月下旬に行われたOIE/FAOの会議の中で、戦略的な予防接種ということでいろいろ予防接種の功罪が議論されました。そのあと一般的に受け入れられるのではないかという論点として予防接種は本病の防疫に価値のあるツールになる。ただ、ワクチン接種のみでは防疫は成功しないであろう。予防接種をする際には殺処分措置と適切なサーベイランスの組み合わせが必要であるというようなことがありまして、会議の途中で出た論議は殺処分とサーベイランスが防疫の原則であろうと。ただ本病が他に広がっていった広い地域で発生し、さらに後方に大規模の養鶏地帯があるような場合にはワクチン使用するということが考えられるという論議がありまして、一方国際基準を定めておりますOIEのマニュアルでは今現在新しいのを原稿化していますが、現行では鳥インフルエンザワクチンは多くの国では政府により禁止されている、あるいは使用しないようにすすめられている。そういう処置は殺処分による防疫措置を阻害するかもしれないとある。そうはいうものの、鳥インフルエンザ防疫規則では緊急の場合にワクチンを接種する権利を保有していると言っている。ただ、どんなサブタイプの場合であっても、生ワクチンの使用だけは推奨できないというのがある。こういうようなことを通してみますと、鳥インフルエンザの防疫というのは殺処分とサーベイランスということでチェック体制が非常に大切だということが各会議等と言われております。予防接種はウイルスの排泄を減らす、人へのウイルスの暴露を減らすことが期待できるというようなことで一定条件下で防疫の道具として使用できるのではないかと。先ほど言いましたように、使用する場合には広い範囲で発生があって殺処分措置だけでは防疫が困難であるときに適用できる。ただそうはいつでも、予防接種だけで防疫は困難であるので、殺処分方式、サーベイランスが非常に重要である。ワクチン接種を行うときには政府による適切な防疫戦略を設けて、その中で予防接種が必要であるということが言わ

れています。さきほど紹介のありました食品安全委員会の評価の中に書いてあることと同じことです。ごく最近、国際会議が開かれていろいろなところから集まって論議した中での結果でございますが、論議の参考にさせていただければ。

○喜田小委員長

ありがとうございました。ただいまのお話でワクチン使用というのと予防接種というのと両方使っておられましたが、日本で予防接種という用語を誤解を招くのでワクチン使用と統一してください。殺処分、サーベイランスというか、サーベイランスして殺処分でよろしいですか。藤田先生がお話して下さったのは今までの論議と変わらないと思うんですが、イタリアの例があって、イタリアでは成功しているふうなことがあって、日本ではどうしてワクチンを打たせないんだという。イタリアでは、今ご説明あった通り、ワクチン接種はしたけれどもそれによって予防したとか制圧したとかいういわばコントロールがないと。イタリアでワクチンを打ったということが、防疫に寄与したんだという印象をお持ちのようなので、ちょっとこの辺の情報は、コントロール置けないわけですよ。DIVAシステムはワクチン打ったか打ってないかが区別できる方法なんですよ。これは何の略なんですか。

○境薬事・飼料安全室長

Differentiating Infected from Vaccinated Animalsですね。

○喜田小委員長

それはセンチネルというか歩哨の動物を置くということですね。

○境薬事・飼料安全室長

センチネルはまた別です。

○喜田小委員長

Nのタイプの違うやつということですが、見方が短期的でどうもよくないなと感じているんですが、H5N1しか発生しないのかということが大変重要なことではないかと思うんですけどね。ワクチンを開発するとか、そういう委員会ではH5であってもH7であっても同じ発生リスクがあるのだから、しかもH5N2のワクチンを用意していれば、H5N1が分かると。H5N2が出たらどうするのかと思うわけです。ワクチンは作るのに時間がかかりますから。備蓄というのはあらかじめ作って備蓄しておくわけですから。将来にわたって備蓄するならば、H5もH7も少なくともHはどっちかしかないわけですから、どちらが出てきてもそれに対応できるように備蓄するのなら備蓄するべきであると思う。今回発生したもののことしか、どなたにも頭の中に入っているのですが、H7にだって同じリスクはある。今回のH5N1がまた発生するリスクも同じです。今まではH5N2がかなり出たしH5N3もありますし、H7N7もあるしH7N1もあるわけですよ。だからNは当たらなくても仕方ないけれども、HについてはH5もH7も備蓄できるようにしておかなければならない。DIVAシステムはH5N2が出てしまえば意味がないわけですよ。だから、もっと別の方法で我が国独自にワクチン接種鶏と感染鶏が抗体で区別できる方法を、ワクチンを作るのと同時にセットで検討したほうがよいかと思えます。

○境薬事・飼料安全室長

いま喜田委員長からお話あった68ページのイタリアの例ですね、先ほどワクチンを2回打ったというお話しましたが、2回目の発生は1回目にH7N1の発生がありまして、DIVAシステムを使うためにH7N3のワクチンを使ったと。ところが、2回目はH7N3の発生になってしまい、しばらくの間はワクチンがなかったものですから、ホモのワクチンを使わざるを得なかったと。H7N1のワクチンを作り出して、再びDIVAシステムを使ったという状況になっています。

○喜田小委員長

これを使えばすべて安心というふうになっているのが、非常に不安になりますね。このシステムを使えば万全というふうに聞こえてくるんです。だまされてはいけない。特にワクチンを接種した人たちがそれを信頼しちゃうと、大変危険だという気がします。ワクチンの使用方針についてご質問・ご意見があったらぜひお願いします。

○大槻委員

イタリアのワクチン接種について、1回目の接種開始時期は2000年11月となっているが、高病原性鳥インフルエンザの発生は2000年3月で終わっており半年経過してからの開始となっている。また、ワクチン接種を始めてからも本病が発生している。そういったことから、イタリアのワクチン使用が成功とは評価できない。難しいのは高病原性鳥インフルエンザが広範囲に拡がった場合、どの時点で摘発・淘汰で対応できなくなったと判断するのか。今年の1月、2月の発生事例では初発農場の近隣に発生がなかったが・・・高病原性鳥インフルエンザが拡がり摘発・淘汰が困難と判断する線引きを考えておかなければならない。

○栗本衛生管理課長

基本的にはワクチンを安易に使うことは避けたい。ワクチンを使うか使わないか線引きは国際的にも難しい。実際には現場からのサインがあり、周囲の状況を考え、本委員会にご意見を伺いたい。現時点で、どうなったらどうするのかということ具体的に決めることは難しい。

○喜田小委員長

3,000万羽殺処分することになってもワクチン接種していない国もある。ワクチン接種が有効であったと評価することは困難である。イタリアでワクチン接種が有効であったのかは不明である。現時点でワクチン接種に期待を抱くのは好ましくない。ワクチンを備蓄することは重要だが、防疫方針は日常のモニタリングで発生があったら迅速に淘汰することを基本とすべきである。

○寺門委員

このワクチンは効能・効果に問題があるのか、それとも使用する際のコントロールが難しいのか。

○喜田小委員長

ヒトのワクチンが例になるが、感染防御は困難である。これが不活化ワクチンの宿命である。ワクチンについては、その効果の限界を知った上で対策を考えることが必要である。

○寺門委員

鳥インフルエンザワクチンが豚コレラワクチンと違うのであれば、使用基準を作成しても、いざ使う時は敗戦処理的に使うということか。

○喜田小委員長

そうだ。藁をもつかむということだ。

○藤田委員

1月のタイでの閣僚会議で、ワクチンの開発・研究は必要との見解があった。

○栗本衛生管理課長

今回備蓄されたワクチンについては、食品安全委員会に提出した資料の中でワクチン接種

した鶏にウイルスを攻撃した場合、クロアカ（総排泄腔）からはウイルスが分離されないが気道からはウイルスが分離されるというデータがある。現在、他の輸入ワクチンについても同様の条件で攻撃試験を行うことを検討中であり、国内製造ワクチンの開発も進める。

○喜田小委員長

攻撃試験を行う際には、攻撃ウイルス量の多いものと少ないものとをやることになっている。

○山口委員

ええ。

○寺門委員

ワクチンの効果に限界があるのなら、万一、発生が拡がり、いわゆる火事が大きくなったときに使用して効果があるのか。それならあらかじめ予防的に使用した方が良いのでは。

○喜田小委員長

予防的に使える効果の高いワクチンを開発しようとする話はある。現状のワクチンは予防的には使用できない。

○山口委員

予防的に使用する場合に問題なのは、この病気はどこで発生するか予測できないのでワクチンを広範囲に使用することになり、そのためのモニタリング等の費用が大変で現実的でない。そもそもどのタイプのウイルスが侵入するか分からない状況ではワクチンを予防的に使っても意味がない。

○伏見課長補佐

確認したいのですが、我が国の鳥インフルエンザの侵入リスクはあまり高くないという認識で良いか。

○喜田小委員長

リスクがないわけではない。ワクチンで予防するなら全国で使用することになる。それは現実的ではないということだ。

○山口委員

今のワクチンでは、症状を抑えるだけで感染は防げない。

○小倉課長補佐

ワクチンに対する評価は皆さん同じという理解でよいか。外国でもワクチンの使用の考え方は同じである。違いがあるとすれば、日本の置かれている状況判断か。

○喜田小委員長

ワクチンの評価については同じ見解である。発症防御、ウイルス排泄抑制があるのは分かる。日本の置かれている状況については意見が分かっている。先日、養鶏協会と話をした。「日本は発生のあるアジアの国と同じリスクになった」と言うと、彼らは「イタリアからワクチンも考えたらどうかと言われた」と言う。養鶏生産者は「いつ自分の農場で発生するかわからない。だからワクチンで予防したい。」という。しかし、ワクチンで予防するならば日本全部の鳥に接種しなければ意味がない。今回の3県での発生をもって全国で発生したと考えるかは、国が客観的に判断すべきだろう。

○深澤委員

効果の高い良いワクチンが開発され、恒常的にワクチン接種を行うようになったら、庭先飼養を含めて全国の全ての鳥に接種する必要がある。その時はワクチンを使用する際の基本的な事項について考えるべきである。ワクチンを使うことで自分の鳥を守るだけの話なら無理がある。

○栗本衛生管理課長

我々の案は全国的に接種するものではない。万が一の場合に備えてワクチンを備蓄している。いざという時の案である。

○深澤委員

いろいろな考え方があるが、予防的な接種であれば、全部に接種する必要がある。

○喜田小委員長

今、そのことを考える必要はない。

○齋藤参事官

本日は、あくまでも防疫対応が困難となった場合のワクチン使用についてご議論頂きたい。

○栗本衛生管理課長

ワクチンの使用については、本日示したような考え方でよいか。

○山口委員

毎月10%の鳥について抗体を測定するというのは、ワクチン抗体を測定するということか。

○境薬事・飼料安全室長

そう。イタリアを参考にした。

○山口委員

毎週報告する際に異常があった場合は病性鑑定するのか。

○境薬事・飼料安全室長

そうである。DIVAシステムの抗体検査も必要か。

○喜田小委員長

DIVAシステムは、流行しているウイルスとワクチンウイルスの違いがはっきりしている場合の話であり、机上の話である。あまり現実的でない。

○寺門委員

今回H5N2亜型のワクチンを備蓄したが、今後はH5やH7も備蓄するのか。

○栗本衛生管理課長

そうである。

○境薬事・飼料安全室長

DIVAシステムは机上の話であり現実的でないような話だったが、それに変わる感染の有無をチェックする方法としてはウイルス分離が良いということか。

○喜田小委員長

そうである。抗体チェックは焼け跡を見ているにすぎない。

○寺門委員

これからは毎年ワクチンを備蓄するのか。また、どれくらい備蓄するのか。

○栗本衛生管理課長

7月までに検討する。

○喜田小委員長

320万ドーズじゃ足りない。

○伏見課長補佐

今ある備蓄量のワクチンをどう使うかを検討したい。

○大槻委員

今ある備蓄ワクチンをどう使えば効果的なのか。ワクチン開発の事業が始まったと聞いているが、できれば実験を行い、有効な使用方法について検討してほしい。

○境薬事・飼料安全室長

6月2日にワクチン開発検討会を開催し、その中で3種類の輸入ワクチンについて、動物衛生研究所の協力を得て攻撃試験を行うこととなった。各ワクチンについて、用法に従い2回ワクチン接種を行った後に攻撃する試験とワクチンを1回接種した後に攻撃を行う試験を行うこととなっている。

○喜田小委員長

ワクチンの使用方針については、事務局で考え方を整理し、都道府県や生産者をはじめとする関係者の意見も聴いた上で、次回方針を決定する。

議題：その他

○喜田小委員長

次に、その他3になりますが、事務局から感染経路究明チームの検討状況について報告があるということですので、説明をお願いします。

○杉崎課長補佐

最後の資料69ページでございます。生産安全班の杉崎でございます。すでにご案内のとおり、高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チームを3月29日に立ち上げまして、第2回検討会を5月7日に行いました。今日ご出席の寺門委員に座長になっていただいて、今、鋭意検討をしているところでございます。5月7日の段階で、それぞれの委員から、いろいろ調査・研究の現状等が報告されて、その時にいただいた意見としては、ここに書いてありますとおり、(1)としては、現在までのところ感染経路であると考えられる人、物の移動、そういった事実が確認されていない、今後引き続き調査をしていくということでございます。疫学的な調査、現地に入って、いろいろ関係者等にお話を聞いた限りでは決定打となる物の移動とか人の移動とか、そういったものが確認されていないということでございます。(2)ですけれども、ウイルスの遺伝子の解析の結果、これも既にご承知おきだと思ひ

まずけれど、ウイルスの相同性についていろいろ調査している。3番目で、大分、京都、山口それぞれの野鳥から採材した検体からウイルスは見つからなかったということで、野鳥が国外からウイルスを持ち込んだ可能性を否定するものではないが、発生地周辺の野鳥に本ウイルスが広くまん延した可能性は低いのではないかと。いずれにしても、どこの発生農場でも野鳥の飛来が認められているということから、野鳥が農場の飼養鶏を感染させる可能性のある経路について引き続き検討するというので、5月上旬のその打ち合わせ会議は終わっております。その間、先週と今週にかけて、寺門座長と伊藤委員、筒井委員が現地に再度立入調査をして、先週は京都、山口、今週は、昨日帰ってきたのですが、大分の方に行っていました。それで、そういった現場の実態調査も踏まえて、再度今週金曜日に第3回目の検討チームの打ち合わせをやって、おおむねいろいろストーリーを考えて、仮説をいろいろ立ててみて、どういった可能性があったのかということ整理して、今月中にはなんとかご報告できるような取りまとめができればという状況でございます。なにか補足がございましたら寺門委員の方からお願いします。

#### ○寺門委員

今お話があったように、究明をするというのは、大変難題がございしますが、まん延防止のことを考えると、可能性があって科学的なものを主体として明らかにしなければいけないと考えています。それで先週、発生養鶏場を全部見てまいりました。これは畜産の宿命ですけども、まず立地がございしますが、町はずれと言いましょか、山のすそ野や麓、そういう所で飼養されておりました。大変辺鄙なところで、なぜこんなところで発生したのかなと一方では感じられるような場所で養鶏が行われていました。それは、ある面では野性的な物との接触が十分に考えられる場所であるとも言えるわけです。これは何も鳥に限るというわけではありません。ほ乳類もその中に入っております。これから、みなさんの知恵を出し合って、消去法で残った可能性を中心に考えていきたいなと、もちろん、科学的なデータ、外国のデータなども参考にしながら最終的な報告を取りまとめたいと考えております。委員の先生方にもご協力をお願いしたいと考えています。

#### ○喜田小委員長

ありがとうございます。ただいま事務局と座長から説明いただいた感染経路究明チームの検討状況について何かご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

#### ○寺門委員

現在、京都の高田農場さんが再開に向けてがんばっております。モニタリング鶏、おとりを置いてやっていますが、まもなくその結果が出るんじゃないかと思えます。

ぜひ再開したいということで、京都府も大変バックアップしておりますし、そういう面では今後の明るい話題になればいいなという感じがしたわけです。ご紹介しておきます。

#### ○喜田小委員長

ありがとうございます。よろしいですか。感染経路究明チームの報告書は6月中に結論を出すべく、作業を進めていただいていると聞いております。報告書が出来上がりましたら、改めてこの場でまたご議論いただきたいと考えております。その他に何かご発言ありますでしょうか。よろしいですか。なければ、これで一応議題は終了いたします。栗本課長にお返しします。

#### ○栗本衛生管理課長

本日は大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。本日の論点を踏まえまして、それぞれの議題に対して対応していきたいと考えております。念のために、本日の議論をまとめさせていただきます。まず特定家畜伝染病防疫指針につきましては、基本的

にはご理解いただいたと思うんですけども、問題提起、再開に向けてのところですが、ここで何かあったときの取扱い、これについては宿題をいただいておりますので、我々の方で整理したいと考えています。6月18日までに再度ご検討いただいた結果を頂戴いたしまして、それも踏まえて、次回7月の中旬開催予定の小委員会で説明させていただきたいと思えます。それからワクチンの使用方針につきましては、決して安易にやるべきではない、慎重にすべきであるということを、改めて確認いただきましたけれども、現状では使うべきではないというご意見を確認いただいたわけですが、使う場合の考え方につきましては、私どものお示しした、今考えている案で基本的にはご理解をいただいたと理解させていただきまして、論点メモにつきましては、いただいたご意見を踏まえ、詰めていきたいと考えております。ワクチンの関係につきましては、万が一打った時には、かなり労力がかかるということで、体制の整備が必要となりますので、都道府県の方に十分ご意見を伺いたいと思っております。これも今月中にご意見を伺って、あとは養鶏関係で獣医療を提供しておられる養鶏産業の獣医さんにもご意見を聞いてみたいと思っております。次回7月中旬を予定しておりますけど、その時にもう一度、改めてお諮りしたいと考えております。また感染経路の究明につきましては、今月中に一定の結論を出すべく作業を進めておりますので、その結果を踏まえて新たな対策についてもご議論いただきたいと思いますと考えております。途中で個別にご意見を伺うこともあると思いますが、ご協力の程よろしく申し上げます。本日はありがとうございます。

以上